



令和4年10月24日

世田谷区地域行政推進条例・世田谷区地域行政推進計画の策定について

世田谷区では、地域行政制度の改革を図るため、世田谷区地域行政推進条例を制定し、世田谷区地域行政推進計画を策定しました。

1 これまでの地域行政制度の取組み

世田谷区では、平成3年度に、区役所本庁だけでなく、5つの地域に総合支所、身近な生活圏である地区26か所に出張所を置き、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスやまちづくりを行う世田谷区独自の「地域行政制度」を導入した。

制度導入後、総合支所には、福祉事務所と保健所機能をもつ保健福祉センターを設置し、直近では、児童相談所の開設と総合支所の子ども家庭支援機能と連携した児童相談行政の充実を図ってきた。また、地区においては、まちづくり防災担当の設置や防災塾など地区防災力の強化、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者連携による地域包括ケアの地区展開などにも取り組んできた。

2 世田谷区地域行政推進条例の制定

防災や防犯、介護、子育て等多岐にわたる地域課題の解決に向けて、身近なところでの区民生活の支援の必要性が高まっていることから、地域行政推進条例では、区政の基盤である地域行政制度の地区を要とした改革について必要な事項を定め、その基本方針では、まちづくりセンター、総合支所、本庁の充実強化を図ることを明確にした。

身近なまちづくりセンターについては、「区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点」として位置づけ、多様な相談や手続きに対応する窓口を担い、また、地区のコーディネーターとして、区民との協働を促進して課題解決に向けた取組みを推進する。

総合支所は、地域の行政拠点として、業務の専門性や社会資源を活用して計画的に地域課題の解決に当たる地域経営機能を強化し、本庁は、社会状況の変化や地域経営を踏まえた施策の立案等を行い、まちづくりセンターや総合支所と一体となって施策を実施し、区政運営を企画・実行する。

3 地域行政推進計画による取組み

条例に基づき、地域行政推進計画を策定した。まず、まちづくりセンターと総合支所や本庁を映像システムでつなぎ、身近な場所で多様な相談や手続きが行える窓口を目指す。同時にデジタルに不慣れな方へ寄り添った支援も進める。

地域包括ケアの地区展開の三者連携に児童館を加えた四者連携による見守り活動や複合的課題の解決力を高め、参加と協働によるまちづくりを一層進める。

また、デジタル技術も活用した情報発信や多様な交流の機会を創出し、区政への区民参加を促進し、身近な課題をボトムアップで解決する体制を強化する。

◎問合せ 地域行政部地域行政課 電話：03-5432-2037